

般

質

問

土砂災害及び特別警戒 区域などについて



森 定雄 議員

何軒あるのか。

特別警戒区域に指定された区域内では、土地や建築物に対する規制がされる。例えば、土地の売買なども県知事の許可を受けなく

改築の際はコンクリートの耐力壁を設置するなどの対応が必要になる。

土地の評価額にも大きく影響することも考えられるが、現在、これらに対する経済的な補償はどうなっているのか、固定資産税などの軽減措置はあるのか。

また、移転や移築に関する対応は。

答 濱葉建設課長

土砂災害警戒区域及び特

別警戒区域の指定状況は、本年5月末で「土石流の警戒区域19箇所・内特別警戒区域18箇所、急傾斜地の警戒区域90箇所・内特別警戒区域89箇所、地すべりの警

戒区域2箇所・内特別警戒区域0箇所」となっており、総数は質問のとおり。

も合わせて710軒となつていています。まだ指定告示が終了していないので、全区域が確定すれば、今後、県とも協議しながらソフト対策を検討したい。

答 百々税務会計課長

固定資産税の軽減措置につい

ては、規定に沿つて、

了していないので、全区域

が確定すれば、今後、県と

も協議しながらソフト対策

を検討したい。

も協議しながらソフト対策

を検討したい。

も協議しながらソフト対策

を検討したい。

も協議しながらソフト対策

を検討したい。

も協議ながらソフト対策

を検討したい。

も協議ながらソフト対策